長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例の制定について

町では、太陽光発電施設の設置及び管理について必要な手続きや配慮すべき事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との調和を図り、町民の安全で安心な生活環境の確保及び良好な自然環境と景観の保全を図ることを目的に**「長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例」**を制定し、令和３年７月１日から施行となりました。

この条例は、施行日以後に、条例に規定する事前協議を開始する事業者について適用されます。

また、施行日において、設置済みまたは設置工事中であっても、廃止の届出、維持管理、報告の徴取などの規定は全ての事業者について適用されます。

■条例の主な内容

《対象となる施設》

発電出力が 10kW 以上の太陽光発電施設（建築物の屋根、壁面若しくは屋上に設置するものまたは設置者の事業所などと併設されるもので自己消費を目的とするものを除きます。）

《事業者の責務》

事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境を損なわないよう十分配慮し、並びに周辺関係者と良好な関係を保たなければなりません。

《抑制区域の指定》

町長は、災害の防止、良好な自然環境などの保全または太陽光発電施設の地域との調和のため、設置について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し事業区域に含まないよう求めることができます。

事業者は、抑制区域を事業区域に含まないよう十分配慮しなければなりません。

【抑制区域】

(1)地すべり防止区域
(2)急傾斜地崩壊危険区域
(3)土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
(4)農業振興地域の区域内にある農用地など
(5)保安林
(6)河川区域、河川保全区域
(7)景観計画区域のうち馬追丘陵区域
(8)都市計画用途地域のうち
　各住居専用地域、各住居地域、各商業地域
(9)埋蔵文化財を包蔵する土地
(10)鳥獣保護区、特別保護地区

■主な手続きの流れ

《町長との事前協議》
事業者は、太陽光発電施設の設置事業を行おうとするときは、事業計画について、あらかじめ町長と協議しなければなりません。

↓

《周辺関係者説明会などの開催》
事業者は、周辺関係者への説明会などを開催しなければなりません。事業計画の内容について、周辺関係者の理解が得られるよう努め、質問、意見などに対しては、丁寧かつ誠意を持って対応し、さらに説明を求められた場合は再度説明会を開催するなどの措置を講じるよう努めなければなりません。
周辺関係者への説明会を開催したときは、その結果を町長に報告しなければなりません。

↓ 周辺関係者の理解を得る

《町長へ説明会などの結果報告》

↓

《事業計画の届出（工事着手の 60 日前）》

↓

《届出後速やかに標識を設置》

↓ 工事着手

《工事完了届（完了から 14 日以内）》

↓ 運転開始

《常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理》

↓

《廃止届（廃止の 30 日前）》

↓

《廃止完了届（廃止完了から 30 日以内）》

■町長が必要に応じて行う措置

●報告の徴取
●立入調査など
●指導、助言

・指導、助言に従わない
・虚偽の手続き　など

→ **勧告** → 勧告に従わない → **公表**

▶ 指導、助言及び勧告を行ったとき、国または北海道へ通知します

【問合先】役場企画政策係（☎ 76-8015）

■財産の処分について（原案可決）

旧南長沼小学校、旧南長沼中学校跡地施設活用事業として、公募型プロポーザルにより土地・建物の売買候補者を、令和２年12月23日開催のプロポーザル審査会において、株式会社キャメル珈琲に選定し、文部科学省への財産処分申請が、令和３年５月20日付けで承認されたことから、同社を処分先とし、学校用地（字馬追原野９０６番23及び25）３万８０７０平方メートルを２６００万円で売却するため、議会の議決を求めるものです。

■令和３年度長沼町一般会計補正予算（第２号）（原案可決）

土地売払収入、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ３３２３万７千円を増額し、予算の総額を80億４１６３万８千円にするものです。

■人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（原案同意）

人権擁護委員である深谷裕史氏（東７線南19番地）及び中原幸弘氏（東４線北15番地）の任期が、令和３年９月30日をもって満了となることから、中原幸弘氏を引き続き推薦し、深谷裕史氏の後任に角谷　茂氏（東７線南13番地）を推薦するため、議会の意見を求めるものです。

6月30日に開催された令和3年第3回町議会臨時会で、次の案件が審議されました。

■財産の取得について（原案可決）

昭和63年度に購入した除雪ドーザの経年劣化による維持補修費の増加や作業効率の低下により、除雪作業に支障をきたしていることから、新たに購入しようとするもので、６月28日に執行した指名競争入札の結果、３６７４万円で株式会社　高田モーターズに落札したので、代表取締役　高田賢一氏との間に物品売買契約を締結しようとするものです。

■財産の処分について（原案可決）

マオイゴルフリゾート内フラワーパークエリア活用事業として、公募型プロポーザルにより土地・建物の売買候補者を、令和３年６月23日開催のプロポーザル審査会において、株式会社ホテルショコラに選定したため、同社を処分先とし、宅地、雑種地、山林（字馬追原野１００１番１ほか33筆）総地積11万６２４１平方メートルを２３２４万８３００円で売却するため、議会の議決を求めるものです。

こころの健康相談のお知らせ

りふれでは、月に一度、精神科医師による「こころの健康相談」を行っています。ご家族の方からの相談も受け付けていますので、お悩みの方はぜひご相談ください。

【日　時】
8 月 17 日(火)、9 月 21 日(火)
9：30 ～ 11：30　※事前に予約が必要です
【場　所】りふれ
【問合先】りふれ　保健係（☎ 82-5555）

新生児ひとりにつき10万円を支給します

町では、新型コロナウイルス感染症が社会経済活動に与える影響を勘案し、国の実施した特別定額給付金を拡充し、令和３年４月２日から令和４年４月１日までに生まれた新生児の保護者を対象に、新生児等特別定額給付金を支給します。

【対象者】
令和３年４月２日から令和４年４月１日までに生まれ、長沼町に住民登録をされた子の保護者
※転入などの理由により、他の自治体で既に同様の給付金を受けている場合は対象外となります。

【支給額】
対象新生児１人につき10万円

【申請方法】
新生児の出生届（または対象新生児がいる世帯の転入届）を提出する際に、町民生活係から申請書が配布されますので、必要事項を記入し、関係書類を貼付けのうえ、申請してください。

【申請期限】
令和４年４月20日(水)

【申請・問合先】
りふれ子ども支援係（☎ 82－5555）